

やすらぎの村便り

「介護タクシー、福祉タクシー」

介護タクシー、福祉タクシーを皆さんはご存知でしょうか？

やすらぎの村、訪問介護事業所では、65歳以上の高齢者、身体的障がいのある方、車椅子などが必要で移動が困難な方に対して、介護タクシー、福祉タクシーを利用しての送迎サービス、移動介助サービスを提供させて頂いています。



介護タクシーは、要介護

1以上の方が対象となります。ケアマネージャーからの依頼の上、契約に基づき、サービス開始となります。

福祉タクシーに関して は、介護保険のサービスをご利用されていない方も含め、身体に障がいを持つ方であれば、利用可能です。(費用は全額自費となります)

介護タクシーと一般のタクシーとの大きな違いは、介護保険を使う事が出来るので、費用がお安くなることです。また、介護タクシー、福祉タクシー共にドライバーは、ヘルパー、介護福祉士等の資格を有するので、

のサービスを受けることができます。

例えば、車椅子が必要な方で、エレベーターがなく階段などの段差があり、車までの移動が危険な方に対しても、専門的な介助サービスにより、安心、安全に車まで移動していただけます。

さらに、入・退院時の送迎や移動介助サービス(ベッド⇄車⇄病室)などもさせて頂いております。(入・退院時のサービスは基本介護保険のご利用はできませんので、自費対応となります)

送迎や移動介助にお困りの時は、お気軽にお問い合わせ、ご相談ください。

やすらぎの村

訪問介護事業所

サービス提供責任者

片上 恵

